	改正番号	改正年月日	適用年月日	整理年月日	備考
1	空総第 130 号	昭和 42. 3.13	昭和 42. 8. 1	正在十八日	制定
2	空制第 5 号	44. 1. 9	44. 4. 1		IIII VL
3	空制第 86 号	44. 5. 15	44. 5.15		
4	空制第 160 号	44. 9.12	44. 10. 16		
5	空制第 227 号	44. 12. 26	45. 1.15		
6	空制第 10 号	45. 2.15	45. 4. 1		
7	空制第 58 号	45. 3.30	45. 4. 1		
8	空制第 215 号	45. 10. 26	45. 11. 1		
9	空制第 189 号	46. 10. 26	46. 11. 1		
10	空制第 7 号	48. 1.18	48. 1.25		
11	空制第 152 号	49. 9. 6	49. 11. 1		
12	空制第 136 号	50. 6.20	50. 7.15		
13	空制第 296 号	50. 10. 1	50. 10. 10		
14	空制第 10 号	51. 1.28	51. 2.15		
15	空制第 80 号	51. 4.23	51. 5. 20		
16	空制第 37 号	52. 2.26	52. 4. 1		
17	空制第 238 号	53. 1.12	53. 3.30		
18	空制第 109 号	53. 8. 8	53. 8.10		
19	空制第 145 号	53. 8. 8	53. 8.10		
20	空制第 171 号	53. 9. 5	53. 9. 7		
21	空制第 193 号	53. 11. 29	53. 12. 15		
22	空制第 223 号	53. 12. 22	54. 3. 1		
23	空制第 204 号	54. 11. 24	54. 12. 10		
24	空制第 5 号	55. 2.15	55. 4. 1		
25	空制第 70 号	55. 7. 4	55. 9. 4		
26	空制第 111 号	55. 10. 7	55. 11. 1		
27	空制第 171 号	56. 1.16	56. 3. 1		
28	空制第 12 号	58. 2.19	58. 4. 1		
29	空制第 229 号	59. 1.18	59. 2.16		
30	空制第 178 号	59. 10. 31	59. 12. 20		
31	空制第 26 号	60. 3.13	60. 6. 1		
32	空制第 52 号	60. 4. 4	60. 4. 6		
33	空制第 401 号	60. 11. 12	60. 11. 21		
34	空制第 449 号	60. 12. 16	61. 1.16		
35	空制第 46 号	61. 3.24	61. 4.10		
36	空制第 155 号	61. 5.20	61. 7.25		
37	空制第 248 号	61. 7.22	61. 8.10		
38	空制第 382 号	61. 9.18	61. 10. 1		
39	空制第 292 号	62. 8.12	62. 9. 1		
40	空制第 403 号	62. 10. 20	62. 10. 25		
41	空制第 437 号	62. 11. 10	62. 11. 19		
42	空制第 7 号	63. 1.30	63. 2.11		
43	空制第 75 号	63. 3.14	63. 4. 1		
44	空制第 170 号	63. 6.15	63. 7. 1		
45	空制第 172 号	63. 6.16	63. 8.25		
46	空制第 234 号	63. 7.19	63. 7.20		
47	空制第 381 号	63. 12. 9	63. 12. 15		
48	空制第 141 号	平成 1. 6.26	平成 1. 7. 7		
49	空制第 348 号	1. 12. 26	2. 1. 1		
50	空制第 1 号	2. 2. 1	2. 3. 1		
51	空制第 363 号	3. 10. 31	3. 11. 1		

	改正番号	改正年月日	適用年月日	整理年月日	備考
52	空制第 287 号	4. 10. 14	4. 10. 15		
53	空制第 202 号	5. 6.22	5. 7. 1		
54	空制第 245 号	5. 7.21	5. 8. 3		
55	空制第 293 号	6. 7.15	6. 7.21		
56	空制第 416 号	6. 10. 20	6. 10. 25		
57	空制第 145 号	7. 5.25	7. 6. 1		
58	空制第 412 号	7. 12. 27	8. 1. 4		
59	空制第 93 号	10. 3.23	10. 4. 1		
60	空制第 260 号	10. 7.24	10. 8.13		
61	空制第 147 号	12. 3.31	12. 4. 1		
62	国空制第 128 号	13. 3.13	13. 3.22		
63	国空制第 479 号	13. 11. 19	13. 11. 19		
64	国空制第 706 号	15. 3.17	15. 4. 1		
65	国空制第 687 号	15. 3.19	15. 3.20		
66	国空制第 412 号	15. 10. 20	15. 10. 30		
67	国空制第 818 号	16. 3.17	16. 3.18		
68	国空制第 538 号	16. 11. 26	16. 12. 1		
69	国空制第 731 号	16. 12. 22	17. 2.17		
70	国空制第 834 号	17. 2.16	17. 4.14		
71	国空制第 917 号	17. 3.24	17. 4.11		
72	国空制第 360 号	17. 9.16	17. 10. 1		
73	国空保第 265 号	17. 9.20	17. 10. 1		
74	国空制第 368 号	17. 9.21	17. 9.30		
75	国空制第 714 号	18. 2. 6	18. 2.16		
76	国空制第 335 号	18. 9.21	18. 10. 26		
77	国空制第 400 号	18. 10. 24	18. 10. 26		
78	国空総第 1277 号	19. 1. 9	19. 1. 9		
79	国空制第 3 号	19. 4. 9	19. 4. 9		
80	国空制第 3 号	19. 4. 9	19. 4.12		
81	国空制第 3 号	19. 4. 9	19. 5. 10		
82	国空制第 133 号	19. 8. 8	19. 8. 8		
83	国空制第 133 号	19. 8. 8	19. 9.27		
84 85	国空制第 605 号 国空制第 710 号	20. 1.17 20. 3.10	20. 1.17 20. 3.13		
86	国空制第 710 号	20. 3. 10	20. 3.13		
87	国空制第 139 号	20. 6. 27	20. 8.28		
88	国空制第 625 号	20. 12. 11	20. 12. 18		
89	国空制第 709 号	21. 1.23	21. 1.23		
90	国空制第 464 号	21. 12. 16	22. 1.14		
91	国空制第 610 号	22. 1.13	22. 1.14		
92	国空制第 128 号	22. 7. 8	22. 7.29		
93	国空制第 298 号	22. 10. 6	22. 10. 21		
94	国空制第 550 号	23. 1.12	23. 1.13		
95	国空制第 90 号	23. 5.17	23. 6. 2		
96	国空制第 90 号	23. 5.17	23. 7. 1		
97	国空制第 162 号	23. 6.23	23. 8.25		
98	国空制第 58 号	23. 9. 6	23. 9.22		
99	国空制第 58 号	23. 9. 6	23. 10. 1		
100	国空制第 281 号	23. 12. 13	24. 1.12		
101	国空制第 308 号	23. 12. 13	24. 1.12		
102	国空制第 368 号	24. 1.18	24. 2. 1		

	改正番号	改正年月日	適用年月日	整理年月日	備考
103	国空制第 508 号	24. 3.29	24. 5. 3		
104	国空制第 508 号	24. 3.29	24. 5.31		
105		24. 8.31	24. 9.20		
106		24. 11. 27	24. 11. 27		
107	国空制第 89 号	25. 5.30	25. 6.27		
108	国空制第 383 号	25. 11. 29	25. 12. 12		
109		26. 10. 31	26. 11. 13		
110	国空制第 580 号	27. 3.16	27. 3.29		

(4) 回避措置 ·····(IV)-15-2
(5) トラフィック解消の通報 ···························(\mathbb{N}) $-15-3$
(6) レーダー気象情報及びチャフ情報 ······(IV)-15-3
別表 1 二次レーダー管制機関別特定コード \cdots
(参考) 米軍管制機関特定コード ・・・・・・・・・・・・・・・・・(IV) -15-4
別表 2 二次レーダー一般コード · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(V) 特別管制方式
1 東京国際空港における同時 LDA 進入 \cdots
(1) 適 用 ······(V)-1-1
(2) 到着機に対する情報 ················(V)-1-1
(3) 進入機相互間の間隔 \cdots
(4) ローカライザーコースへの誘導 \cdots
(5) 通信の移管 \cdots $(V)-1-2$
(6) 同時 LDA 進入のレーダー監視 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(7) 航空機への指示 ····································
(8) レーダー監視の終了 ························(V) $-1-3$
2 成田国際空港における同時平行出発 \cdots
(1) 定 義 \cdots (V) $-2-1$
(2) 適 用 ·····(V)-2-2
(3) 成田 WAM による位置確認 $\cdots\cdots$ (V) $-2-2$
(4) 出発機に対する情報 ·························(V) $-2-3$
(5) 出発機相互間の間隔 \cdots (V) $-2-3$
(6) 飛行場管制方式 ························(V)-2-3
(7) レーダー管制方式 ··················(V)-2-4
(8) 成田 WAM が使用できない場合の代替方式 $\cdots $ (V) $-2-4$
(VI) 緊急方式
1 通 則 ······(VI)-1-1
(1) 適 用 ·····(VI)-1-1
(2) 情報の収集 ·····(VI)-1-1
(3) 緊急機に対する指示 ·····(VI)-1-1
2 警急業務 ······(VI)-2-1
(1) 措置基準 ·····(VI)-2-1
(2) 通報内容 ·····(VI)-2-2
(3) 作 図 ·····(VI)-2-2
(4) 消火救難機関に対する通報 \cdots (VI) $-2-2$
3 管制方式 ·····(VI)-3-1
(1) 優先的取扱い ·····(VI)-3-1

	(2) 緊急降下の通報を受けた場合の措置 ·············(VI)-3-1
	(3) 航空機の無線通信途絶の場合の措置 · · · · · · · · · · · · · · · · (VI) - 3 - 1
	(4) 捜索救難機 ······(VI)-3-2
	(5) 患者輸送機等 ·····(VI)-3-2
	(6) ミニマムフューエルを通報した航空機 \cdots
	(7) ハイジャック ······(VI) - 3 - 3
	(8) 燃料投棄 ·····(VI)-3-3
IV	管制	機関運用基準
	1	目 的 ····· IV-1
	2	管制機関の種類及び管制席 ····· $IV-1$
	3	調整要領 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	4	協定書 ····· IV-1
	5	運用要領 · · · · · · · · IV $-$ 2
	6	業務処理要領 · · · · · · · IV $-$ 2
	7	業務の引継ぎ · · · · · · · IV $-$ 2
	8	書類の作成 · · · · · · · · IV $-$ 2
V	管制]書類様式記入要領
	1	管制日誌(第 1 号様式)及び管理管制日誌(第 1 の 2 号様式) \cdots $V-1$
	2	管制無線業務日誌(第2号様式) ····· $V-1$
	3	航空交通機数表(第 6 号様式) · · · · · · · · · · · · · · · · V - 5
	4	気象日誌(第7号様式) ····· $V-5$
	5	飛行場管制所機器点検表 (第 8 号様式) · · · · · · · · · · · · V $-$ 5
	6	レーダー管制室機器点検表 (第8号の2様式) ····· $V-6$
	7	航空交通管制特別報告書(第9号様式) ····· $V-6$
	8	管制月間交通量報告書(飛行場) (第 10 号様式) · · · · · · · · · · · · $V-7$
	9	管制月間交通量報告書(航空路) (第 11 号様式) $V-7$
	10	ピークデイ交通量報告書 ····· $V-8$
	11	管制ストリップ ····· $V-8$
	12	各様式の保存期間 · · · · · · V - 22
VI	管制	業務等実施要領
	1	テープレコーダー運用要領 · · · · · · · VI $-$ 1
	2	機長報告取扱要領 · · · · · · · VI $-$ 1
	3	航空交通管制特別報告書取扱要領 \cdots $VI-1$
VII	訓練	更実施要領
	1	技能証明未取得者に対する訓練実施要領 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	2	国内搭乗訓練実施要領 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(IMMEDIATELY), HEADING (number), CLIMB AND MAINTAIN (altitude).

- ★トラフィックアラート、〔航空機無線呼出符号〕、(速やかに)上昇して〔高度〕を 維持し、現在の針路/針路〔度数〕で飛行してください。
 - TRAFFIC ALERT, [repeat aircraft identification], CLIMB (IMMEDIATELY) AND MAINTAIN [altitude], CONTINUE PRESENT HEADING / FLY HEADING [number].
- c 回避する航空機の高度が最低誘導高度未満である場合は、最低誘導高度以上の維持すべき高度を指示するとともに、周辺の障害物を考慮した磁針路を指示するものとする。
 - 注1 航空機がNTZに侵入した場合とは、レーダーポジションシンボルの中心がNTZ に侵入した時点とする。
 - 注2 同時LDA進入のレーダー監視下にある航空機に対する管制指示は、航空機相互の衝突及び航空機のNTZ侵入を回避する場合に限り発出されるものであり、誘導あるいはレーダー間隔の設定を行うものではないことに留意しなければならない。
 - 注3 回避指示は、変針を伴わない上昇の指示であっても針路の指定が必要であることに 留意すること。

【レーダー監視の終了】

(8) 同時LDA進入のレーダー監視は、航空機がレーダー画面上に表示されたNTZに係るレーダー監視範囲を通過した場合に終了するものとする。

2 成田国際空港における同時平行出発

【定義】

(1) この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

同時平行出発

平行滑走路から同方向に離陸する場合であって、離陸後の最初の直線区間において各々の滑走路からの出発機相互間にレーダー間隔を適用しない出発をいう。

成田 WAM (Wide Area Multilateration)

滑走路及び出発経路(直線上昇部分に限る。)付近において、出発機の位置を確認するために、成田国際空港及びその周辺に配置されたアンテナ並びに情報処理装置で構成されるシステムの総称をいう。

飛行場管制席(監視担当)

同時平行出発を行う場合に、飛行場管制所において、各々の滑走路からの出発機同士の接近を WAM 画面(成田 WAM における位置情報の表示画面のことをいう。以下同じ。)又は目視により監視し、通報を行う席をいう。

同時平行出発用不可侵区域(Departure No Transgression Zone-DNTZ)

同時平行出発のために、成田国際空港における 2本の滑走路中心線の延長線から等距離の位置に設定される当該出発のレーダー監視に必要な区域であって、次に掲げる長さ及び 610メートル (2,000 フィート) の幅を有する区域をいう。((1)-1 図)

- a 滑走路 34L 及び滑走路 34R 使用時 滑走路 34L の起点より滑走路方向に 600 メートルの地点から 14 海里に至るまで
- b 滑走路 16R 及び滑走路 16L 使用時 滑走路 16L の起点より滑走路方向に 600 メートルの地点から 21 海里に至るまで

警戒判定区域(Warning Criteria-WC)

同時平行出発のために、成田国際空港における 2本の滑走路中心線の延長線から等距離の位置に設定される当該出発の成田 WAM を使用した出発機の位置の監視に必要な区域であって、DNTZ と同じ起点から滑走路方向に管制圏外縁に至るまでの長さ及び 1,556 メートル (5,105 フィート)の幅を有する区域をいう。((1)-1 図)

管制圏外縁



(1) - 1

【適用】

- (2) 次に掲げる条件を満たす場合は、同時平行出発を行うことができる。
 - a 飛行場管制席及び同時平行出発のレーダー監視を行う出域管制席が滑走路毎に配置されていること
 - b 飛行場管制席(監視担当)が配置されていること
 - c レーダーが正常であり、DNTZがレーダー画面上に表示されていること
 - d 成田 WAM が正常であり、WC が WAM 画面上に表示されていること及び出発機が(3) により位置確認されていること
 - e 通信機器が正常であること
 - f 出発機が RNAV1 経路を飛行すること
 - g 出発機の離陸を目視により確認できる気象状態であること
 - h 空港及び出発経路付近においてウィンドシアー、マイクロバースト、強い横風、激しい 雷雨、竜巻又は着氷、その他安全な同時平行出発の適用が困難と思われる気象現象が観測 されていないこと

【成田 WAM による位置確認】

- (3) 成田 WAM による出発機の位置確認は、識別された WAM シンボル(WAM 画面上に表示される航空機の位置を示すシンボルをいう。以下同じ。)を使用することにより行う。ただし、引き続いて4秒以上識別が得られない場合は、当該 WAM シンボルを位置確認に使用しないものとする。
 - 注1 WAM シンボルの識別は、出発機に係るデータ表示群の表示を WAM 画面上で確認 することにより行う。
 - 注 2 航空機の位置を示すシンボルが WAM 画面上に表示されるためにはモード S トランスポンダーの作動が必要であり、装備又は作動の状況により表示されない航空機があ

ることに留意しなければならない。

【出発機に対する情報】

- (4) 出発機に対し、同時平行出発が実施されている旨通報するものとする。ただし、当該通報 が ATIS 情報に含まれており、航空機が ATIS 情報を受信した旨通報した場合は、省略する ことができる。
 - ★(滑走路〔番号〕左及び右からの)同時平行出発を実施しています。

SIMULTANEOUS PARALLEL DEPARTURES (FROM RUNWAY [number] LEFT AND RIGHT ARE) IN PROGRESS.

【出発機相互間の間隔】

- (5) a 同時平行出発により出発する航空機が各々の滑走路末端から1海里以内にレーダー識別 される見込みがある場合は、同時離陸を許可することができる。
 - b 同時平行出発のレーダー監視が行われている航空機相互間には、(Ⅱ)2(2)又は(IV)6 (4)に規定された管制間隔が設定できない場合であっても、DNTZに侵入しない限り管制 間隔が確保されているものとする。ただし、同一滑走路から出発した航空機相互間は除く。

【飛行場管制方式】

- (6) a 飛行場管制席又は地上管制席は、同時平行出発により出発する航空機に対し、次の方法 により当該機が飛行する最初のフィックスを確認させるものとする。
 - (a) 離陸許可発出時は、次の用語を前置する。ただし、(b)の規定により既に確認されている場合は除く。
 - ★RNAVで〔最初のフィックス名称〕へ飛行してください。

RNAV TO [name of initial fix]

- [例] All Nippon 10, RNAV to ASPEN, wind 160 at 5, runway 16R, cleared for take-off.
- (b) 離陸許可発出以前に確認させる場合は、次の用語を使用する。
 - ★最初のウェイポイント〔フィックス名称〕を確認してください。

VERIFY INITIAL WAYPOINT [name of fix].

b 飛行場管制席(監視担当)は、出発機に対し通信の移管が指示されるまでの間において、 WAM 画面により出発機が WC に侵入したことを確認した場合は、直ちに飛行場管制席及 び出域管制席にその旨通報するものとする。

注 航空機のWCへの侵入とは、WAMシンボルの中心がWCに侵入することをいう。

- c 飛行場管制席は、目視により管制下機が離陸直後に隣接滑走路からの出発機に接近する と判断した場合又はbの規定に基づく通報を受けた場合若しくは(7)bの規定に基づく指 示を受けた場合若しくは(8)の規定に基づく通報を受けた場合は、直ちに回避のための指 示を発出するものとする。
 - ★トラフィックアラート、〔航空機無線呼出符号〕、速やかに左/右旋回、針路〔度数〕 で飛行し(、〔高度〕を維持し)てください。

TRAFFIC ALERT, [repeat aircraft identification], TURN LEFT/RIGHT

IMMEDIATELY, HEADING (number) (,MAINTAIN (altitude)).

[例] Japanair 959, traffic alert, Japanair 959, turn right immediately, heading 010, maintain 4,000.

【レーダー管制方式】

- (7) a 出域管制席は、以下の場合は、直ちに管制下機に対し回避のための誘導を行うものとする。ただし、(II) 2(2)又は(IV) 6(4)に規定された管制間隔が設定されている場合はこの限りではない。
 - (a) 管制下機が DNTZ に侵入した場合若しくは侵入するおそれのある場合又は隣接滑走路 からの出発機が DNTZ に侵入した場合若しくは侵入することが確実であると判断した場合。
 - 注 航空機の DNTZ への侵入とは、レーダーポジションシンボルの中心が DNTZ に 侵入することをいう。
 - (b) (6) b 又は(8) の規定に基づく通報を受けた場合。ただし、当該機をレーダーで識別しており、DNTZ に侵入するおそれがないと判断した場合(周波数移管前に通報を受けた場合を含む。)はこの限りではない。
 - ★トラフィックアラート、〔航空機無線呼出符号〕、速やかに左/右旋回、針路〔度 数〕で飛行し(、〔高度〕を維持し)てください。

TRAFFIC ALERT, [repeat aircraft identification], TURN LEFT/RIGHT IMMEDIATELY, HEADING [number] (,MAINTAIN [altitude]).

- b 出域管制席は、飛行場管制所の管制下にある出発機に対して回避のための誘導を行う必要がある場合は、飛行場管制席に対し、当該機を特定の磁針路で飛行させるよう指示するものとする。
- c 回避のための誘導を行う航空機の高度が最低誘導高度未満である場合は、(IV) 7(1)の 規定にかかわらず、周辺の障害物を考慮した磁針路を指示するものとする。
- d 回避のための誘導を開始した後は、両機間の間隔が増大するように誘導し、速やかに(IV) 6(4)に規定された管制間隔を設定するものとする。
 - 注 レーダー移送は、関係航空機間に(II)2(2)又は(IV)6(4)に規定された管制間隔が確保された状態で行うものとする。

【成田 WAM が使用できない場合の代替方式】

(8) 障害等により成田 WAM が使用できない場合には、飛行場管制席(監視担当)が出発機をレーダー識別されるまでの間継続して視認できる気象状態であれば、(2)dの条件が満たされていなくても同時平行出発を行うことができる。この場合において、飛行場管制席(監視担当)は、(6)bの規定にかかわらず、出発機同士の接近を目視により監視し、出発機が離陸直後に隣接滑走路からの出発機に接近すると判断した場合は、直ちに飛行場管制席及び出域管制席にその旨を通報するものとする。